

京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付要綱

制 定 平成 1 2 年 5 月 1 日

全部改正 平成 2 2 年 7 月 1 6 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、私立幼稚園等が京都市の幼稚園教育の推進に果す重要な役割にかんがみ、京都市内に私立幼稚園等を設置する者に対して助成することにより、本市における幼稚園教育の充実及び振興に寄与することを目的とした京都市私立幼稚園等運営事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律において使用する用語の例による。

2 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私立幼稚園等 幼稚園及び幼保連携型認定こども園であつて、学校法人又は宗教法人が設置するものをいう。

(2) 運営に係る義務的経費 私立幼稚園等を運営するにあたり、支出することが避けることのできない経費で、次に掲げるものをいう。

ア 教職員の人件費

イ 通常運営にかかる水道光熱費

ウ 園舎維持にかかる賃借料、建設費及び大規模な改修費

エ その他市長が義務的経費と認める経費

(3) 定員外教職員 幼稚園設置基準（昭和 31 年 12 月 13 日発令文部省令第 32 号）において、置かなければならない、又は置くように努めなければならぬとされ

る教職員以外の教職員をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付対象は、その交付を受けようとする年度の5月1日時点において、京都市内において私立幼稚園等を設置する者（以下「設置者」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、その交付を受けようとする年度の4月1日から3月31日までの間に要した経費で、私立幼稚園等における教育の充実に資する事業の推進に必要な経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、私立幼稚園等の運営に係る義務的経費は対象とならない。

- (1) 教材費
- (2) 備品購入費
- (3) 消耗品費
- (4) 教育施設の小規模な修繕費
- (5) 定数外教職員に係る人件費
- (6) 講師等への謝礼
- (7) その他幼稚園等の教育活動に必要と認められる経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める経費の2分の1に相当する額（園児の読書推進に係る図書購入費等については10万円を上限とし全額）の範囲内において私立幼稚園等1園につき160万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付申請書（第1号様式）によって、市長が別に定める期日までに次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業予算書（第2号様式）

(2) 教職員数等調査書（第 3 号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請を行おうとする設置者は、補助対象事業を実施するうえで必要な場合においては、前項の規定による申請の前に、事業に着手することができるものとする。

（交付決定及び通知）

第 7 条 市長は、条例第 9 条による申請が到達してから 30 日以内に条例第 10 条の決定を行い、その旨を京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により通知する。

（変更等の承認の申請）

第 8 条 条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、京都市私立幼稚園等運営事業補助金変更承認申請書（第 5 号様式）により行うものとする。

2 条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更とは事業予算書における各項目の予算額の 3 割以内の減額による変更とする。

3 市長は、第 1 項による申請を受理し、申請内容の変更について必要と認めるときは京都市私立幼稚園等運営事業補助金変更承認通知書（第 6 号様式）により通知する。

4 条例第 11 条第 1 項第 2 号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、京都市私立幼稚園等運営事業補助金中止・廃止承認申請書（第 7 号様式）により行うものとする。

5 市長は、前項による申請を受理し、申請内容の中止又は廃止について承認することとしたときは、京都市私立幼稚園等運営事業補助金中止・廃止承認通知書（第 8 号様式）により通知する。

（実績報告）

第 9 条 条例第 18 条に規定する実績報告は、市長が別に定める期日までに京都市私立幼稚園等運営事業補助金実績報告書（第 9 号様式）に領収書等、補助事業に要し

た費用及び費用を支出したことを証する書類を添えて行わなければならない。

(補助金の交付額の決定)

第10条 市長は、前条の報告書及び市長等が定める書類の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、補助事業等の実績が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、実績報告の日から20日以内に、交付額を決定し、京都市運営事業補助金交付額決定通知書（第10号様式）により通知するものとする。ただし、同期間内に決定ができないやむを得ない理由があるときは、当該期間を延長することができる。

(決定の取消)

第11条 市長は、事業者に対して、条例第22条の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付額の変更を決定するときは、聴聞または弁明の機会の付与の手続を経るものとする。

3 市長は、前項の手続を経て交付決定の取消し又は交付額の変更を決定したときは、設置者に対し、速やかに、その旨を京都市運営事業補助金決定取消・変更通知書（第11号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成14年3月25日文

部科学省告示第53号)」で定める期間を準用し、その期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、決定のあった日から実施し、平成22年4月1日以降に申請のあった補助金から適用する。

(適用区分)

- 2 平成22年3月31日以前に交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、決定のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年6月23日改正)

- 1 この要綱は、決定のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年9月4日改正)

- 1 この要綱は、決定のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年6月8日改正)

- 1 この要綱は、決定のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年4月1日改正)

- 1 この要綱は、決定のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年4月1日改正)

- 1 この要綱は、決定のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年4月1日改正)

1 この要綱は、決定のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月1日改正）

1 この要綱は、決定のあった日から施行し、令和4年3月1日から適用する。

附 則（令和6年6月28日改正）

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月1日改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

[第 1 号様式] (第 6 条関係)

年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

設置者所在地

幼 稚 園 名

設 置 者 名

年度京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付申請書

標記の件について、京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項に基づき、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

[第2号様式] (第6条関係)

年度 京都市私立幼稚園等運営事業補助金に係る事業予算書

設置者所在地

幼稚園 設置者名

收入

項 目	金 額 (円)
京都市私立幼稚園等運営事業補助金	
保育料等その他収入	
収入合計	

支出

事業名・内容	支出項目	金額（円）	（内補助金）
（小計）			
本大好きな子の育成			
（小計）			
支出合計			

[第3号様式] (第6条関係)

年 月 日

幼稚園名 _____

設置者名 _____

年度 幼稚園教職員数等調査書

1 学級数

5歳児学級	4歳児学級	3歳児学級	満3児学級	その他の学級
クラス	クラス	クラス	クラス	クラス

2 教職員数

	園長格	副園長 教頭等	教 諭	養護教諭	事務職員	その他の職員
職 員 数	名	名	名	名	名	(職名 _____) (職名 _____) (職名 _____) (職名 _____) (職名 _____) (職名 _____) (職名 _____) 計 名
上記の職員 のうちの 学級担任数	名	名	名	名	名	名

3 入園料・保育料

・入園料 _____ 円

・保育料 _____ 円 (年額)

第4号様式（第7条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当
電話 〕

京都市私立幼稚園等運営事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました標記補助金については、下記のとおり交付することを決定しましたので、京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、通知します。

記

1 補助金交付予定額 円

2 交付条件

- (1) 使途目的以外に使用しないこと。
- (2) 本市が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
- (3) 事業の内容等を変更しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (4) 事業を中止又は廃止しようとするときは、事前に市長の承認を得ること。
- (5) 事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (6) 交付に当たっては、市長が定める期日までに京都市私立幼稚園等運営事業補助金実績報告書（第9号様式）に必要書類を添えて、実績報告を行わなければならない。
- (7) 補助の使途に関して明らかになるべき帳簿及び証拠書類を本年度終了後、5年間保管すること。
- (8) 上記各号のいずれかに違反した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項により、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することがある。
- (9) 事業計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した

財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成14年3月25日文科科学省告示第53号）で定める期間を準用し、その期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- (10) その他、補助金の交付を受ける事業者は、京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則の規定を遵守すること。

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

[第5号様式] (第8条関係)

年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

設置者所在地

幼稚園名

設置者名

年度京都市私立幼稚園等運営事業補助金に係る変更承認申請書

標記の件について、京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付要綱第8条第1項に基づき、
下記のとおり変更の承認を申請します。

記

1 変更の承認を求める事項

収 入

項 目	金 額 (円)
京都市私立幼稚園等運営事業補助金	
保育料等その他収入	
収入合計	

支 出

変更する項目	金 額 (円)
支出合計	

2 変更の承認を求める事項の詳細及び理由

第6号様式（第8条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当
電話 〕

京都市私立幼稚園等運営事業補助金
変更承認通知書

年 月 日付けで申請がありました標記補助金の変更申請について、承認しましたので、京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、通知します。

[第7号様式] (第8条関係)

年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

設置者所在地

幼稚園名

設置者名

年度京都市私立幼稚園等運営事業補助金に係る中止・廃止承認申請書

標記の件について、京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付要綱第8条第4項に基づき、
下記のとおり_____の承認を申請します。

記

1 中止・廃止の承認を求める事項の詳細及び理由

第8号様式（第8条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当 〕
〔 電話 〕

京都市私立幼稚園等運営事業補助金
中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請がありました補助金の中止・廃止について、承認しましたので、
京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付要綱第8条第5項の規定に基づき、通知します。

年 月 日

標記の件について、京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付要綱第9条第1項に基づき、下記のとおり事業完了しましたので報告します。

設置者名

項 目	金 額 (円)
京都市私立幼稚園等運営事業補助金	
保育料等その他収入	
収 入 合 計	

事業名 ・ 内容	支 出 項 目	金 額 (円)	(内補助金)
(小計)			
本大好きな子の育成			
(小計)			
支 出 合 計			

第10号様式（第10条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当
電話 〕

京都市私立幼稚園等運営事業補助金
交付額決定通知書

補助金交付額を確定したので、京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額 円

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第11号様式（第11条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当
電話 〕

京都市私立幼稚園等運営事業補助金
決定取消・変更通知書

年 月 日第 号により交付決定を行った標記補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条の規定により、取消し等を行いましたので、京都市私立幼稚園等運営事業補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 取消・変更の内容

2 取消・変更の理由

【教示】

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。